

中間前金払制度の導入について

建設業を取り巻く厳しい経営状況をふまえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、平成28年4月から、下記のとおり中間前金払制度を導入しますのでお知らせします。

対象となるのは、平成28年4月1日以後に契約を締結する公共工事（一般競争により契約を締結する公共工事にあつては、平成28年4月1日以後に当該一般競争入札の公告を行う公共工事）について適用となります。

記

1 制度の概要

- これまでの着工時の前金払（契約金額の40%）に加え、下の要件を満たす場合に、保証事業会社の保証を条件に、契約金額の原則20%を追加で前金払します。

要件

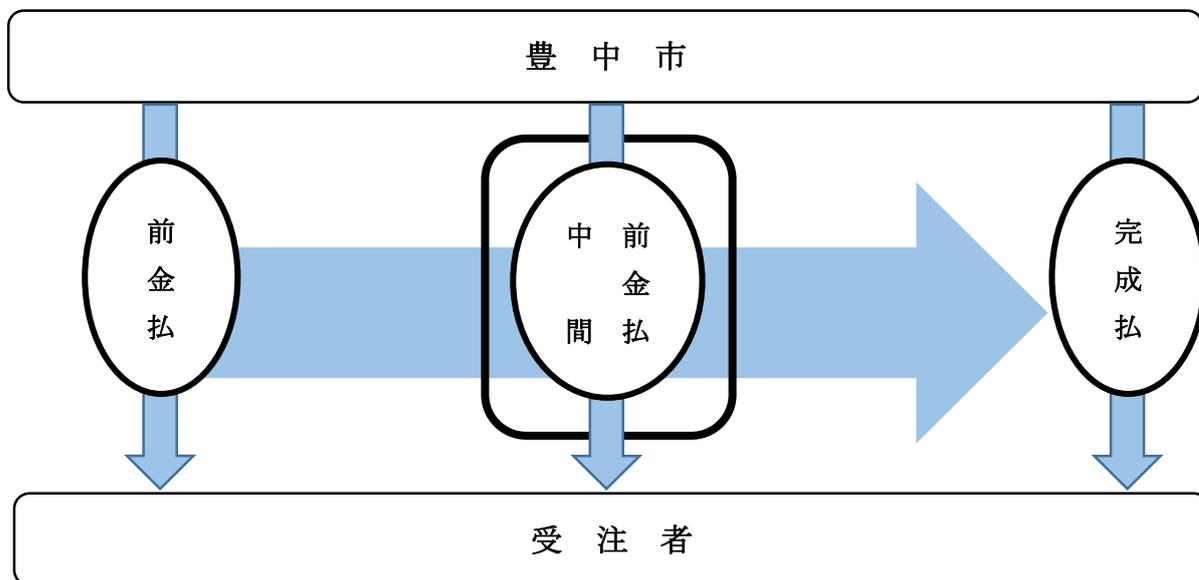
- ① 設計金額が500万円以上で、工期が4ヶ月以上であり、部分払がない工事であること。
- ② 既に前金払（契約金額の40%）の支払いを受けていること。
- ③ 工期の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ⑤ 工事の進捗出来高が契約金額の2分の1以上の額に達していること。

※ ①～⑤の全ての要件を満たすことが必要です。

《 中間前金払の主なメリット 》

- 比較的簡単な手続きで工事代金が受け取れます。（部分払のような出来高検査は不要です。）
- 出来高検査による現場の中断を回避できます。

《 制度イメージ 》



2 手続き

(1) 「中間前金払認定請求書」、「工事履行報告書」及び「工事出来高報告書」等の提出

受注者は、市が求める資料一式を揃えて、中間前金払の要件を満たしていることの確認を、市に請求します。

(2) 「中間前金払認定調書」の交付

市は、認定請求（資料）に基づき要件を満たしているかを確認し、原則10日以内（閉庁日を除きます。）に、受注者に認定調書を交付します。

※ 部分払のような出来高検査は行いません。ただし、提出を受けた資料に疑義がある場合は、追加資料の提出及び現場立会を求めることがあります。

(3) 保証事業会社への中間前金払保証の申込み

受注者は保証事業会社に中間前金払保証の申込みをし、保証証書の発行を受けます。

※保証事業会社への申込みには、市が交付した「中間前金払認定調書」が必要です。また、所定の保証料がかかります。

(4) 中間前金払の請求書の提出

受注者は保証事業会社が発行した「中間前金払保証証書」を添えて、中間前金払の支払請求書を提出します。

(5) 中間前金払の振込み

市は、支払請求を受けた後30日以内に、金融機関に中間前払金を振込みます。

3 問い合わせ先

総務部契約検査課 電話 06-6858-2075